

政府は3月11日、年金支給額を抑制する「マクロ経済スライド」について、物価や賃金の下がるデフレ時に適用できなかった抑制分を、景気回復で賃金や物価が上昇してからまとめて差し引けるようにする年金改革関連法案を閣議決定した。

現在のマクロ経済スライドは、物価や賃金の下がるデフレ時に適用を制限するルールがある。厚労省の社会保険審議会年金部会は昨年1月の報告書で、ルールを改正しデフレ時でも実施するよう求めていたが、同関連法では、高齢者の反発を考慮して、デフレ時の見送り分を景気回復時に抑制する改正を2018年度から導入することにした。ただ参院選を控え、野党も反発することから、今国会成立は難しいと見られる。

同関連法案では、公的年金の積立金の運用を担う「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)を巡り、経営委員会を設置し、理事長1人で運用責任を負う仕組みを改める組織改革を新たに盛り込んだ。

保有する株式や債券の銘柄などの情報を一定期間後に開示し、恣意的な運用への懸念などを払拭するために、「GPIFは厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成しなければならない」との規定も新設した。

労使の合意を条件に、従業員が500人以下の企業でも週20時間以上働くパートなどの短期間労働者に被用者保険の加入を認めるほか、自営業者ら国民年金第1号被保険者の女性が出産する場合、出産予定日の前日から4か月間の保険料を免除する。(2016/03/11 読売新聞から)